

## 第6章 健康危機管理体制の構築

### 第1節 健康危機管理体制

#### 1. 大阪府地域防災計画

##### （1）大阪府地域防災計画について

大阪府地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、大阪府防災会議が策定するもので、府域に係る防災に関し、府、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進をはかり、府の地域並びに府民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的としている。

地域防災計画は大阪府全域（石油コンビナート等災害防止法に定める特別区域は除く）を対象地域としており、地震災害や風水害といった自然災害に加え、海上災害、航空災害、鉄道災害などの事故等災害、さらには原子力災害などを対象としている。

なお、平成24年3月の一部改正により、東日本大震災を踏まえ「津波災害予防対策」を新たに追加するとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本としたさまざまな対策を講じることとしている。

##### （2）保健医療計画と地域防災計画との関連

地域防災計画では、大阪府および市町村は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行われるよう、医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備することとしている。災害拠点病院としては大阪府立急性期・総合医療センターを基幹災害医療センターに、さらに18病院を地域災害医療センターとして位置づけている。

さらに大阪府は、医療の応援について近隣府県間における協定締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練等を通じて、救急医療活動支援体制整備に努めていく。

#### 2. 保健所における健康危機管理体制

##### （1）基本的な考え方

「健康危機」とは、有害物質（毒物、劇物等身体に障がいをおよぼす化学物質をいう。）、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる地域住民の健康、生命の安全を脅かす事態をいい、これに対する発生予防、原因調査、拡大防止、医療機関の確保等を行うことを「健康危機管理」という。

保健所は、地域保健の専門的、技術的かつ広域的拠点であり、地域における健康危機管理においても中核的役割が求められる。このため、日頃より、健康危機発生の未然防止と発生時の適切な対応という視点に立った体制づくりに努めるとともに、市町

村や所管地域内の医療機関等関係機関との連携を強化し、地域における大阪府の健康危機管理および健康危機対策の拠点としての役割を担うものである。特に、新型インフルエンザや東日本大震災の発生等の経験をふまえ、保健所が担う健康危機管理機能の一層の強化が求められる。

## （２）現状と課題

保健所においては、健康危機事象に効果的に対応するため、危機管理を担当する危機管理チームの設置や健康危機マニュアルの作成など保健所機能を強化するとともに、健康危機管理関係機関連絡会議等を通じて、管内の健康危機管理体制の連携強化に努めてきた。

しかし、医療機関の設置状況や住民の生活環境など地域によって状況が異なっており、健康危機事象が発生した場合には、地域の状況に応じた適切な対応が求められるため、保健所体制を強化するとともに、地域の関係団体との協力・連携のもと、地域一体となった取り組みが必要である。

## （３）今後の方策

危機管理に対しては、平時から健康危機発生の未然防止と発生した場合の迅速かつ的確な対応、そして地域の状況に応じた地域一体となった取り組みが必要である。

### ア．平常時の対応

保健所では、健康危機の未然防止という視点に立って必要な情報を収集するとともに、地域住民等に対して適切な情報の提供、啓発を行い、市町村や医療機関、医療関係団体等との連携を強化し、管内の体制強化に努める。

#### （ア）健康危機発生に備えた情報収集

健康危機の原因となるウイルスや微生物、化学物質等による症状、治療法等の情報を収集する。また、被害者が適切な医療を受けられるよう、管内の救急病院等の受入医療機関を確保し、医療機関リストを作成するとともに、各医療機関の受入能力、感染症への対応可否等を把握する。

#### （イ）地域の特徴的な健康被害の発生の可能性の把握

地域によって、健康危機事象が発生した場合に、特徴的あるいは大きな被害が想定される空港や港湾、原子力関係施設、社会福祉施設等を有することから、このような施設を把握し、健康危機への対応を検討する。

### （ウ）災害時要援護者への対応の備え

保健所が支援している難病患者や精神障がい者、障がい児等は健康危機発生により、在宅医療等の継続が困難となる場合がある。このため、平時からリスク・アセスメントを行うとともに、市町村等が把握している災害時要援護者についても、健康危機発生時に速やかに適切な援助が行われるよう、市町村や医師会、医療機関等との連携体制を構築する。

### （エ）健康危機発生時を想定した体制

健康危機発生時に、直ちに保健所機能が立ち上がるよう、休日、夜間を含めた職員参集や情報通信手段の確保等を整備する。また、定期的なシミュレーション訓練等の実施や、原因究明のための疫学調査・分析、健康危機事例に対する調査研究・情報収集など、平時から危機管理発生に備える。

### （オ）地域との連携

健康危機発生時には、地域住民、医療機関等関係団体、行政が一体となって取り組む必要がある。このため、地域の住民等に対する健康危機に関する情報提供・啓発や、学校や施設等から保健所に対する健康危機に関する連絡等、地域と保健所との双方向の関係を構築する。また、保健所が中心となって、健康危機管理関係機関連絡会議を設置し、管内の関係団体等と情報交換、共有を行う。

## イ. 健康危機発生時の対応

保健所は、健康危機発生時には、迅速かつ正確な情報の収集・伝達を行い、速やかに原因究明をはかり、適切に健康被害の拡大防止措置を取るとともに、被害者が適切な医療を受けられるよう、医療提供体制を確保する。

### （ア）初動対応

#### a. 情報の収集・原因の究明

被害の拡大防止のためには初動対応が重要であることから、迅速に被害状況（発生日時、場所、被害者の症状、発生人数、被害拡大状況、重症者の発生状況、推定される原因等）を把握し、発生の原因究明および必要な対策を検討する。

#### b. 被害拡大防止措置

被害の拡大が想定される場合は、関係機関と連携して必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。

**c. 被害者に対する医療提供体制の確保等**

多数の被害者の発生や急速な被害拡大、重症患者の発生など被害者に適切な治療が必要な場合には、医療機関に協力要請を行うとともに、治療に関する情報を医療機関等に提供するなど、医療体制の確保に努める。

また、二次感染や汚染のおそれがあると報告された場合は、被害者の搬送に対して状況に応じた必要な支援を行う。

**d. 災害時要援護者への支援**

災害時要援護者に対して適切な医療や必要な援助が提供されるよう、被害状況を把握し、必要な援助および関係機関への指示、要請を行う。

**e. 府民からの相談**

府民等からの健康不安に関する相談について、保健所に相談体制を構築するとともに、市町村とも連携し適切に対応する。

**（イ）初動後の対応**

初動対応で収集した情報と対応状況を分析し、危機管理に関する方針決定を行う。また、引き続き、関係機関と連携し、情報の収集、被害の拡大防止、被害者への適切な医療の提供、災害時要援護者への支援、府民等からの相談等に対応する。

**（ウ）危機終息後の対応**

**a. 評価・検証**

健康危機の発生からの経過、被害の特徴、被害者数の推移といった状況と、医療提供体制や被害拡大防止対策等の対応について、評価、検証を行うとともに、記録として残す。

**b. PTSD対策と災害時要援護者への支援の継続**

健康危機における強いストレス等より PTSD が懸念されるため、保健所において、PTSD の早期発見と相談に努める。

また、災害時要援護者について、適切な医療や必要な援助等の状況を確認し、関係機関と連携して必要な援助を行う。